

例年になく大雪が降った地域があるかと思ったら、突然初夏の陽気になったりと、お天気の神様は気まぐれですね。



■2024 年度第 5 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2025 年 1 月 16 日(木)18 :00 から、仙台弁護士会館において、2024 年度第 5 回消ラボを開催しました。Zoom での参加も含めて 16 名の参加がありました。

今回は、岩手県立大学の窪幸治教授による「電子書籍配信サービスの法的問題」がテーマで、当団体でも、電子書籍配信サービスに関する事業者に申入れ活動を行ったことから、様々な観点を踏まえた講義をしていただきました。



講師 窪幸治教授

まず、2023 年の紙を含む出版市場規模は 1 兆 5,963 億円といわれ、2 年連続で減少している一方で、逆に、電子書籍の市場は、5,351 億円と約 3 分の 1 を占め、年々増加しているとのことです。

そうした中で、電子書籍の配信に関する著作権上の関係性について著作権者、出版社、配信サービス事業者らとユーザーとの関係の整理をいただきました。ユーザーは配信サービスサイト事業者との間でライセンス(利用許諾、利用権付与)契約を締結した上で、各配信サイトを利用することとなります。書籍(紙)の場合には有体物の所有権移転とともに中古販売が可能となるが、電子書籍の場合には自己のデバイスでの再生までの許諾しかないという点に相違があるとのことでした。

また、ライセンス契約において著作権侵害につながらないような一定の制限をかけることも許容されること、倒産などで事業者が事業譲渡をした場合には譲受人に対抗しうることなどについても解説がなされました。

そして、利用規約について、配信サービスで問題になりがちな条項について指摘がなされました。例えば、一方的な規約変更、事業者側の責任の一切を免責する条項、ポイントなどの無返還条項などについて、消費者契約法上の疑義が生じる可能性があることの指摘がありました。

最後に、配信サービスには消費者による著作権侵害リスクもあることについて、刑事罰なども強化されており、注意が必要であることの指摘がありました。

意見交換では、電子配信サービスの法的性質から議論が始まり、例えば、突然廃止になったり、事業者側の判断でアカウントが削除されてしまったりした場合のダウンロード済み電子書籍の価値はどのように考えればよいのか、といった議論が行われました。

次回回は 3 月 17 日(月)18 :00 から、「旅行にまつわるネットトラブルについて」と題して、尚絅学院大学の栗原由紀子教授が講義を担当します。

消ラボの成果をまとめた書籍

「先端消費者法問題研究—研究と実務の交錯—」1~3 巻発売中

■令和6年度春・適格消費者団体連絡協議会に参加しました

全国の適格消費者団体及び適格消費者団体を目指す団体と消費者庁ら関係者が集まり、情報や意見交換を行う「適格消費者団体連絡協議会」が、3月1日（土）、2日（日）に会場の国民生活センターとZoomによるハイブリッド形式で開催されました。ネットとうほくからは、小笠原奈菜理事が会場で参加（2日はオンライン参加）、鈴木裕美理事、小野寺友宏理事、野崎和夫理事、向田敏理事（1日のみ）、窪幸治検討委員（1日のみ）、新野貴久子・金野倫子事務局職員の8名がオンラインにて参加しました。

連絡協議会の1日目は、個人情報保護委員会と消費者庁からの報告に続き、①デジタル時代におけるダークパターン対策について、ダークパターン対策協会小川晋平代表理事からNDD(Non-Deceptive Design)認定制度の紹介、②差止請求事案の報告・検討・意見交換などがあり、ネットとうほくの向田敏理事・検討委員が「海外籍の事業者に対する差止請求」について発表しました。

2日目は、①消契法や景表法改正に伴う規定の活用実態の交流・意見交換、②「地方消費者行政の充実・強化のための国の財政措置を求める要望書」を再度発出することについての承認、③各団体が行っている業務の効率化や課題についての交流等が行われました。業務の効率化については、先行団体の取り組みを参考にしながら、ネットとうほくでもできるところから進めていきたいと思いました。

次の連絡協議会は、9月27日（土）・28日（日）に行われる予定です。



■会員の皆さまへのお知らせ～2025年度通常総会～

ネットとうほく 2025年度通常総会を下記の通り開催いたします。ネットとうほくの活動を振り返るとともに2025年度の活動計画を決定する大事な総会です。是非ご参加下さい。詳細は5月上旬発送予定の「ご案内」をご覧ください。また、総会終了後には、総会記念企画を行う予定です。

日 時：2025年6月21日（土）10:30～11:20

場 所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2丁目9-18）

*総会記念企画を11:30～開催予定です。

■事務局からのお知らせ

★事務所を703号室に移転しました。

電話相談業務の集約と事務所環境の改善の為、隣室703号室に移転しました。

★HPをリニューアルしました。

第63号でお知らせしておりましたが、HPのリニューアルが完了し、2月17日（月）から運用が開始しました。直接情報提供できるページもあるのでご利用ください。

URL：<https://shiminnet-tohoku.com/>



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定NPO法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木703

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

eメールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp